東広島市農業委員会令和4年11月(第11回)総会議事録

1 開催日時 令和4年11月29日(火) 午前10時00分から11時05分まで

2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室

3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏	名	番号	氏 名
1	三見昌嗣	2	木 原	省五	3	清 水 壽 昭
4	窪田 恒治	5	台川	洋子	8	古本啓之
9	大月 みどり	11	黒川	克 輝	12	荒 谷 義 憲
13	住 井 正美	16	吉 高	信夫	17	長 原 毅
18	在間輝昭	19	仲 伏	英 雄	20	杉 本 源 藏
21	脇 坂 俊 之	22	髙尾	昭 臣	23	古川 みどり
24	土 井 浩 文					

4 欠席委員 4人

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
6	小倉 亜紗美	7	岡土居 正 弘	10	岡本義則
15	原 茂 正				

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者

議長(会長) 9番 大月 みどり 委員 11番 黒川 克輝 委員

- 7 次第
- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の 決定について

- 議案第 61 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 (農地中間管理機構関係分)の決定について
- 議案第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定による農用地利用 配分計画案に対する意見決定について
- 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第64号 国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明(農地法第3条関係) に対する処分決定について
- 議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第67号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第40号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第41号 東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答ついて
- 報告第42号 農地転用(農業用施設)届出の受理について
- 報告第43号 農業振興地域整備計画 (議案第15号) の内容変更の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長 本 越 秀 己 大 下 宏 治 局長補佐 局長補佐 定井芳紀 合 原 茂 宏 農地保全係主査 農地係主査 麻依子 和田 農地係主任 豊田 宏 農地保全係主任主事 坂 見 浩 充 農地保全係一般事務員 西田直子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 﨑 里 恵

詳 目	これでは、これ上り11日巛合も明合いたします
議長	それでは、これより11月総会を開会いたします。
	これからは着席の上、議事進行をいたしますのでよろしくお願いします。
	在任委員数が23人中16名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第
	27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。
	次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。
	東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、9番の大月委員さん、11番の黒
	川委員さんにお願いします。
	次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。
	会期は、令和4年11月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議長	それでは、会期は令和4年11月29日1日限りといたします。
	これより日程第3の議案審議に入ります。
	それでは、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集
	積計画の決定について」を上程いたします。
	なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産
	課より説明をいただき、個々の内容等の質問については農業委員会へ事務委任されているた
	め、事務局から答弁をいたします。
	それでは、農林水産課から説明を求めます。
﨑里主査	私から総会議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
	計画の決定について」説明をさせていただきます。
	資料をご覧ください。
	今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の賃借権設定に係る
	もので、件数は39件、面積は127,500.07㎡となっております。詳細につきましては、資料を
	ご覧いただきたいと思います。
	なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきました
	ら12月5日付で公告することとしております。
	説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま農林水産課事務局から説明がありました。
	これより質疑に入ります。
	ご質問、ご意見がございましたらご発言をしてください。
	< なし >
議長	ご意見がございませんので、これより採決に入ります。
	議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決
	定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
	利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいた
	します。
	次に、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計
	画(農地中間管理機構関係分)の決定について」を上程いたします。
	なお、議案第61号で農地中間管理機構により集積する農地は、次の議案第62号「農地中間
	管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見
	決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがいまして、農地中間管理機構
	を介した農地の貸借という点で密接に関連しております議案第61号と議案第62号は併せて説
	明をお願いしようと思っています。異議はございませんか。
	
	それでは、この議案は東広島市長から意見を求められているため、議案第61号と議案第62号
X XIII	を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。
﨑里主査	それではまず、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
	集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」ご説明いたします。
	木頂町四 辰地丁町日生 灰冊 灰川 が八足 フバ

 爾里主査 以降は座って説明させていただきます。 初めに、議案として提出しております農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)についてご説明いたします。 資料をご覧ください。 今回、利用集積計画につきましては58件、407,415㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら12月5日付で公告をさせていただくものでございます。 続きまして、総会議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構に中間管理機構にできましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 だいま農林水産課から説明がありました。これより重要に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。 本たいま農林水産課から説明がありました。ご発言ください。 本たいま農林水産課から説明がありました。ご発言ください。 本たいま農林水産課から説明がありましたらご発言ください。 本たいま農林水産課から説明がありましたらご発言ください。 本たいま農林水産課から説明がありました。ご発言ください。 本たいま農林水産課から説明がありました。ご発言ください。 本たいま農林水産課から説明がありましたらご発言ください。 本たいま農本産業を第1項の規定による農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」は、異議のない旨、東広島市長利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」は、異議のない旨、東広島市長利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」は、異議のない旨、東広島市長
ついてご説明いたします。
資料をご覧ください。 今回、利用集積計画につきましては58件、407,415㎡で、全て利用権の設定に係るものででざいます。なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら12月5日付で公告をさせていただくものでございます。 続きまして、総会議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。 だだいま農林水産課から説明がありました。これより質疑に入ります。まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。 < なし >
今回、利用集積計画につきましては58件、407,415㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら12月5日付で公告をさせていただくものでございます。 続きまして、総会議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
今回、利用集積計画につきましては58件、407,415㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら12月5日付で公告をさせていただくものでございます。 続きまして、総会議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
ございます。なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら12月5日付で公告をさせていただくものでございます。 続きまして、総会議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
したら12月5日付で公告をさせていただくものでございます。 続きまして、総会議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 だい ま農林水産課から説明がありました。これより質疑に入ります。まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
続きまして、総会議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。 だいま農林水産課から説明がありました。これより質疑に入ります。まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。 〈 なし 〉
による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案 第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得 するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきまして は、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農 用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。 < なし >
資料をご覧ください。 利用配分計画案につきましては、1件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案 第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。
利用配分計画案につきましては、1 件、407,415㎡でございます。これは、先ほどの議案第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。 だいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
第61号にてご説明いたしました利用集積計画により、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。 < なし >
するもの全てが対象になっているものでございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。これより質疑に入ります。まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
は、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
説明は以上でございます。よろしくお願いします。 ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。 く なし >
議 長 ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。 < なし > 議 長 ご質問がないようですので、ほかにはないですね。 それでは、これより採決に入ります。 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。 < 全員挙手 > 議 長 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
これより質疑に入ります。 まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。 < なし > 議 長 ご質問がないようですので、ほかにはないですね。 それでは、これより採決に入ります。 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。 < 全員挙手 > 議 長 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
まず、議案第61号について、ご質問・ご意見等がありましたらご発言ください。
 くなし > 議長 ご質問がないようですので、ほかにはないですね。 それでは、これより採決に入ります。 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。 く全員挙手 > 議長 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
 くなし > 議長 ご質問がないようですので、ほかにはないですね。 それでは、これより採決に入ります。 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。 く全員挙手 > 議長 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
議 長 ご質問がないようですので、ほかにはないですね。 それでは、これより採決に入ります。 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。 く 全員挙手 > そ 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
それでは、これより採決に入ります。 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。 < 全員挙手 > 養員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。 < 全員挙手 > 議 長 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
地中間管理機構関係分)の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
成の方の挙手を求めます。 < 全員挙手 > 議 長 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
く 全員挙手 > 議 長 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
議 長 全員賛成ですので、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について」は、異議のない旨、東広島市長
1
へ回答することに決定いたします。
次に、議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用
地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
この議案は先ほど議案第61号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。
議案第62号について、ご質問、ご意見がございましたら発言してください。
住 井 委 員 13番住井。
これ法人じゃろうが、これ10 a で9,500円、貸付料だけで約400万円。法人が経営できるん、
これ。教えてください、計画出たろうけん。これ法人じゃろう。法人じゃけえ、これ何年計
画でどれだけあるというて出とろうけん、これ経営できるん、この法人。今法人大変つらい
と思うよ。これすぐ赤字になるよ、これだけ払いよったら。そういう書類出るんじゃない
ん。関係なしにあんたら受けるん、農林水産課は。
﨑里主査 農林水産課です。
住井委員 ええよ、分からんかったらええ、後で出してくれえ。どっちみち分かるまあけえ。
﨑 里 主 査 9,500円というのは、法人の総会で決定をされた借料だということはお伺いしております。
住 井 委 員 へえじゃけえ、経営計画が出とろう、これだけ借りたら。
住 井 委 員 へえじゃけえ、経営計画が出とろう、これだけ借りたら。 﨑 里 主 査 経営計画につきましては、すみません、今手持ちの資料がございませんのですぐにお答えす
住 井 委 員 へえじゃけえ、経営計画が出とろう、これだけ借りたら。 﨑 里 主 査 経営計画につきましては、すみません、今手持ちの資料がございませんのですぐにお答えす ることができません、申し訳ありません。
住 井 委 員へえじゃけえ、経営計画が出とろう、これだけ借りたら。崎 里 主 査経営計画につきましては、すみません、今手持ちの資料がございませんのですぐにお答えすることができません、申し訳ありません。住 井 委 員赤字になると思うよ。最初は補助金が下りるが。もうちいと勉強せにやあ、農林水産課も。
 住井委員 へえじゃけえ、経営計画が出とろう、これだけ借りたら。 﨑里主査 経営計画につきましては、すみません、今手持ちの資料がございませんのですぐにお答えすることができません、申し訳ありません。 住井委員 赤字になると思うよ。最初は補助金が下りるが。もうちいと勉強せにゃあ、農林水産課も。 議長 ほかにないようですので、これより採決に入ります。
住 井 委 員 へえじゃけえ、経営計画が出とろう、これだけ借りたら。 崎 里 主 査 経営計画につきましては、すみません、今手持ちの資料がございませんのですぐにお答えすることができません、申し訳ありません。 住 井 委 員 赤字になると思うよ。最初は補助金が下りるが。もうちいと勉強せにゃあ、農林水産課も。 議 長 はかにないようですので、これより採決に入ります。 議案第62号「農地中管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配
 住 井 委 員 へえじゃけえ、経営計画が出とろう、これだけ借りたら。 崎 里 主 査 経営計画につきましては、すみません、今手持ちの資料がございませんのですぐにお答えすることができません、申し訳ありません。 住 井 委 員 赤字になると思うよ。最初は補助金が下りるが。もうちいと勉強せにゃあ、農林水産課も。 議 長 ほかにないようですので、これより採決に入ります。

< 多数举手 > 多数賛成ですので、議案第62号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定 議 長 による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ 回答することに決定いたします。 農林水産課の﨑里さん、ありがとうございました。退席をお願いします。 < 﨑里主査、退室 > 議 长 次に、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程 いたします。 事務局の説明を求めます。 豊田主任 それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 議案第63号についてご説明いたします。 今月は13件の申請がありました。内訳は8ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 132-1 でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、133-2でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。 受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、134-3でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、135-4でございます。 暗渠排水管を使用のため、地役権を設定するものでございます。 ここで、地役権について簡単にご説明させていただきます。 地役権とは、自分の土地を効果的に利用するために隣接する別の土地を利用できる権利で ございます。今回、農地法第3条において地役権設定の許可申請がされていますのは、民法 第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための 農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、本議案の申請に至 ったものでございます。 なお、本件は農地法第3条第2項ただし書により、農地法第3条の不許可の例外に該当し ています。 続いて、136-5でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、137-6でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。 受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、138-7でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。 受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、139-8でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。 受人は、●歳の会社員です。この度、空き家バンクで農地つきの空き家を求め、希望に見 合う物件であったことから空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地で は、自家消費用の野菜や果樹を作付する予定で、近隣住民等から教えてもらいながら営農さ れる計画です。 受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 下限面積については、令和4年10月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定 をされており、東広島市の下限面積を満たしております。

続いて、140-9、141-10は関連しておりますので、一括で説明させていただきます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。 豊田主任 受人は、●歳の会社員です。この度、渡し人から農地を引継ぎ、夫婦で営農される計画で す。申請地では、水稲や野菜を作付する予定で、受人の親族や農業経験のある地元住民等に 教わりながら営農に従事する計画でございます。 続いて、142-11でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必 要な農機具も保有されております。 なお、現地確認をしたところ、申請地の一部にプレハブ倉庫と砂利が敷かれておりまし た。確認したところ、プレハブ倉庫には農機具等を保管しており、砂利は搬入等のために敷 いているということでございました。そのため、受人には農業用施設届出の提出をするよう に指導しております。 続いて、143-12でございます。 営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものです。 ここで、地上権について説明させていただきます。 地上権とは、工作物、今回の件では営農型発電設備を所有するため、地下または空間につ いて上下の範囲を定めて地上権の目的とするものです。 今回、農地法第3条において地上権設定の許可申請がされていますのは、国の通知におい て営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農 地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定す るための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要とされているため、本議案の申請に 至ったものでございます。また、この場合には当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転 用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされており ます。支柱に係る一時転用許可については農地法第5条の規定による許可申請がされており ますので、詳細については申請の議案第66号において説明させていただきます。 申請地におきましては、キクラゲを作付する予定でございます。 なお、本件は農地法第3条第2項ただし書により農地法第3条の不許可の例外に該当しま 続いて、144-13でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されております。 以上、13件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障 を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。 議 長 ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。 < なし > 長 ないようですね。 議 それでは、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。 古川委員 23番古川です。 人が言っておられたんですが、太陽光発電はもう東広島は田んぼの場合は許可されないっ て聞いたんですけど、どうでしょうか。 本越局長 そういうことは、ちゃんとルールに従っておれば許可は出ます。 そうですか、分かりました。 古川委員 住井委員 13番住井です。

議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可する

143-12、営農型太陽光のですね、その下はキクラゲを作付する予定です。

143-12、上に太陽光して何を栽培するん、参考に。

ほかにはないようですので、採決に入ります。

豊田主任

住井委員

長

議

キノコ。

議長	ことに賛成の方の挙手を求めます。
H122	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定につ
P12.	いて」は、許可することに決定をいたします。
	次に、議案第64号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明(農地法第3条関
	係)に対する処分決定について」を上程いたします。
	事務局の説明を求めます。
豊田主任	続きまして、総会議案の9ページをご覧ください。
포 ㅂ ㅗ ㄸ	議案第64号について説明をさせていただきます。
	ここで、徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明の申請が今回1件ありましたので
	説明させていただきます。
	座って説明させていただきます。
	それでは、2-1について説明をさせていただきます。
	新規就農のため、買受けしようとするものです。
	申請人は、●歳の方でございます。申請地では、点滴かん水栽培によりイチゴを作付予定
	でございます。受人には6人の労働力があり、必要な農機具は取得予定でございます。
	なお、経営面積が下限面積に達しておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号に権
	利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われると認められ
	る場合は許可することができるとされており、今回の件はこれに該当しております。
	以上、申請のあった1件につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保
	に支障を生じるおそれがないと判断しております。また、申請人が最高価買受申出人とな
	り、農地法第3条の規定による許可申請があった場合、許可してよいか併せてご審議をお願
	いします。
	以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
132	担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。
古本委員	8番古本です。
,	先日、この方と面談をいたしましていろいろ話をいろいろ聞かせていただいて、事業の計
	画とかいろいろ聞かせていただきました。詳細については、先ほど事務局からあったとおり
	なんですけど、そういうところ、話を聞いてもしっかりした方で、計画もちゃんとしとると
	いうことで、新規就農ということで期待しております。頑張ってもらいたいと思ってます。
	以上です。
議長	ありがとうございました。
	これより質疑に入ります。
	ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご意見ないようですので、それでは採決に入ります。
	議案第64号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明(農地法第3条関係)に
	対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第64号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明(農地
	法第3条関係)に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。
	次に、議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
	事務局の説明を求めます。
大下	議案の11ページをお願いいたします。
局長補佐	議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。
	座って説明をさせていただきます。
	12ページをお願いいたします。
	●●における一般住宅への転用事案でございます。
	申請地は、●●の西約100mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でご

	ジレナナ 中津 14 中佐 17 18 18 18 18 18 18 18
大 下	ざいます。申請人は、相続により取得した農地に新たな住宅を建築することとし、転用許可 申請をされたものでございます。申請地は、おおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1
同女佣佐	中間をされたものでこさいます。中間地は、おねむね10ma以上の一回の展地区域にある第1 種農地であり、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の
	周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものと
	して、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。
	なお、申請地は、本年3月8日付で農振農用地から除外されており、都市計画法による建
	築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。
	以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生
	じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。
	なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取する
	こととされております。本案件は同機構に意見聴取し、異議がなければ許可をするものでご
	ざいます。
	説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これよりご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。
	議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、広島県農業委員会ネット
	ワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回
	答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに賛成の方の挙手を
	求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可意
	見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されること
	に異議ありませんということであれば許可することに決定いたします。
	次に、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
±	事務局の説明を求めます。
和田主査	総会議案の13ページをご覧ください。 議案第66号について説明いたします。
	一
	本日お配りした資料で、ページ番号19、20と両面印刷されているものをご覧ください。既
	にお配りしている総会議案の20ページにございます議案番号190-25について、申請人より
	申請の取下げがございましたので議案より削除させていただきました。資料の差替えをお願
	中間の取下りがこさいましたので職業より削減させていたださました。 質科の差質えどお願
	20ページをご覧ください。
	それでは、166-1 について説明します。
	太陽光発電設備への転用事案です。
	申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を
	学的なは、 し の所名に位置する第2種展地です。文人は、 し のに本名を置され電事来を一
	この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。
	申請地の一部には小屋、プレハブ倉庫があり、始末書を添付の上、農地法の申請をされてい
	ます。
	なお、この度の転用に伴い撤去される予定でございます。
	続いて、167-2について説明します。
	一般住宅及び駐車場への転用事案です。
	申請地は、●●の北西約200mに位置する第3種農地です。受人は、●●に居住されてい
	ます。
	この度、祖母の所有する本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。
<u> </u>	

和田主査

続いて、168-3について説明します。

駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

受人は●●に居住し、本申請地に隣接しております食品加工販売業を営む法人を経営されております。受人は令和3年11月に本申請地の隣接農地、既存駐車場とこちらに記載がございます、そちらを転用の許可を得た後、会社従業員の駐車場を設置したものの、許可を得ていない申請地も併せて造成してしまったものでございます。渡人が同一であり、転用の許可を得ているものと誤った認識をお持ちであったものの、許可を取っていないということが判明したため、この度、始末書とともに本申請地について農地転用許可の追認の手続をされたものでございます。

それでは、169-4について説明します。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き土木建築業等を営む会社です。

この度、本申請地に建売住宅を3棟建築、販売するため、転用しようとするものです。

なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。

続いて、170-5について説明します。

資材置場及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。

この度、事業拡張により、資材置場を本申請地に設置するものでございます。

続いて、171-6について説明します。

資材置場及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き、太陽光発電設備の販売、設置、保守管理等を営む会社です。本申請地は令和3年10月18日付で隣接農地と併せて太陽光発電設備設置のため農地転用許可を受けたものですが、許可後、太陽光パネルの効率化により施工面積が大幅に縮小されることになりました。当初の予定ではパネルを796枚設置する予定でしたが、同等の電力を630枚で発電することが可能になり、施工面積が減少することになったものです。それに伴い、転用地の一部が不要となったため、事業計画変更申請書とともに不要となった敷地に該当する農地転用許可の取消し願が出されたものです。取消しとなります本申請地について、譲受人は東広島市近郊での太陽光発電事業を拡大するための資材置場として使用するため、この度新たに転用の申請をされたものでございます。

続いて、172-7について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。 続いて、173-8について説明します。

送電線張替作業場及び資材置場への一時転用事案です。

申請地は、●●の南西約1.4kmに位置する農用地区域内農地です。

受人は、●●に本店を置き電気工事の設計施工業等を営む会社です。

本申請地は、高圧線の直下に位置する農地でございます。

この度、送電線の張替工事に伴い、電線ドラムを配置するドラム場及び資材置場として令和6年1月31日まで一時的に利用するため、転用しようとするものでございます。本件は3年以内の転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

続いて、174-9について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の北西約1.2kmに位置する第2種農地です。

和田主査

受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。 続いて、175-10及び176-11は同一業者による事業であり関連しますので一括して説明します。

特定建築条件付売買予定地及び建売住宅への転用事案です。

申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き土木工事及び建築工事等を営む会社です。

この度、本申請地を特定建築条件付売買予定地として住宅用地18区画を整備し、また建売住宅を5棟建築し、販売するため、転用しようとするものです。住宅の用途として土地の造成のみを目的とするものは農地法施行規則第57条第5号において許可できないものとされていますが、本案件は令和2年4月1日付元農振第3698号農林水産省農村振興局長通知の建築条件付売買予定地に該当するものであり、例外的に宅地造成のみを目的とするものとは扱わないものとして許可できるものとされております。

なお、開発許可申請については担当部局に提出されています。

続いて、177-12について説明します。

特定建築条件付売買予定地への転用事案です。

申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き土木工事及び建築工事等を営む会社です。

この度、本申請地を特定建築条件付売買予定地として住宅用地10区画を整備し、販売するため、転用しようとするものです。先ほどと同じく、例外的に宅地造成のみを目的とするものとは扱わないものとして許可できるものとされております。

なお、開発許可申請につきましては担当部局に提出されています。

続いて、178-13から183-18は同一案件ですので一括して説明します。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き宅地建物取引業を営む会社です。

この度、本申請地に建売住宅を34棟建築、販売するため、転用しようとするものです。

なお、開発許可申請については担当部局に提出済みです。

続いて、184-19について説明します。

資材置場への一時転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き土木建築業を営む法人です。

この度、申請地付近における市の下水道管建設工事を受注し、渡人から本申請地を資材置場として工事の期間借り受けることで合意し使用しておられましたが、農地転用の許可手続を経ていないことが判明したため、始末書を添付の上、追認の許可申請をされたものでございます。一時転用期間は令和5年12月31日までとし、期間終了後は農地へ復元する予定でございます。

続いて、185-20、186-21は関連しますので一括して説明いたします。

一般住宅への転用事案です。

申請地は、●●の北西約900mに位置する集団農地内の第1種農地です。

この度、公共移転に伴い、母の所有する本申請地へそれぞれ住宅を建築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、建築許可申請については担当部局に提出済みです。また、令和4年3月8日付で農 振農用地から除外済みです。

続いて、187-22について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を2基設置するため、転用しようとするもので

和田主査 す。 続いて、188-23について説明します。 資材置場への転用事案です。 申請地は、●●の南約600mに位置する集団農地内の第1種農地です。 受人は、●●に本店を置き土木建築業等を営む法人です。 受人は申請地近隣で造成工事を複数受託しており、現在所有する資材置場が遠方であり不 便であるため、資材置場となる適地を探していたところ、工事現場から近く、トラックが通 行する道路幅も十分確保できる本申請地を貸してもらえることとなり、新たに資材置場を設 置するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号、 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な 施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。 続いて、189-24について説明します。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案です。 申請地は、●●の南西約700mに位置する集団農地内の第1種農地です。 受人は、●●に本店を置き自然エネルギー等による発電事業を営む法人です。 この度、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするもの です。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な 利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要 であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。 なお、下部の農地においては渡人が耕作を行いキクラゲを栽培される予定でございます。 渡人は認定農業者であることから、10年以内の一時転用許可が可能であり、この度許可後 10年間一時転用しようとするものです。 また、太陽光パネルの最低地上高1.4m、最高地上高1.8mとなっておりますが、パネル下 部でキクラゲを効率的に栽培するために適した遮光率を保つことができる高さであり、キク ラゲの菌床を覆うマルチも問題なく収まること、また渡人が県外において営む営農型太陽光 発電所の太陽光パネルの下部で行うキクラゲ栽培と同様の設計となっており、その実績から 見て効率的に栽培ができると判断され申請をされています。 以上、説明しました24件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の 営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考え ます。 なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島 県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、 172-7、173-8、175-10、176-11、178-13から183-18、185-20、186-21、188-180、185-200、186-210、188-180、185-200、186-210、188-180、185-200、186-210、188-180、185-200、186-210、188-180、185-200、186-210、188-180 (188-18) 23、189-24を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。 ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。 ないようですので、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 長 台川委員 5番の台川です。 175-10の件なんですけども、特定建築条件付売買というのがいまひとつぴんとこなかっ たんです。どういったものか教えていただけますでしょうか。 和田主査 特定建築条件付売買予定地と申しますのは、いわゆる売り建て、注文住宅になります。土地 の購入を先に決めて、その後建築に関する契約をされて家を自分の好きなように建てられる というものでございます。建築条件付というのは、土地を購入する際に建てるハウスメーカ 一の条件としてここの1社もしくはもう一社、決められたところから選ぶということで、そ ういうのが条件でここの土地を購入してくださいという契約でございます。 分かりました、ありがとうございました。 台川委員 ほかにご意見がございませんか。 議 長 < なし >

ないようですので、それでは採決に入ります。

議

議長	議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、172-7、173-8、
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	175-10、176-11、178-13から183-18、185-20、186-21、188-23、189-24について
	は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答
	が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対
	象外については許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
	全員賛成ですので、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、
成 以	172-7、173-8、175-10、176-11、178-13から183-18、185-20、186-21、188-
	172-7、173-6、175-10、176-11、176-15が6165-16、165-20、166-21、166- 23、189-24については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取
	23、109-24については、計可息兄を行じて広島泉晨業安貞云イットラーク機構に息兄聴取
	の工、息兄帰取の回答が計明されることに乗職のりませんということであれば計明すること に、また意見聴取の対象外については許可することに決定いたします。
	次に、議案第67号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたしま
	がに、職業第07万「至さ家に附属する展地の「歌画槙の故定について」を工住いたしまし す。
	」)。 説明を求めます。
	議案の21ページ、議案第67号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」ご説明さ
主任主事	世ていただきます。
	せくいたださより。 差し替えをお願いいたします。22ページになりますが、申請番号1と2とありますが、申
	請番号2が取り下げられましたので、すみませんが今日お配りいたしました1枚もの、空き
	家に附属する農地の下限面積の設定についてをご覧いただきたいと思います。合計等、内訳
	につきましては最後の行の記載のとおりでございます。
	内容につきましては、座って説明させていただきます。
	申請番号1、●●から東に位置します空き家に附属する1筆の農地について、下限面積を
	1 a に設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売
	買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと
	思われます。
	説明は以上です。ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。
	ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないということなんで、それでは採決に入ります。
	議案第67号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1
	a に設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第67号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る
	農地は下限面積1 a に設定することに決定いたします。
	続いて、日程第4の報告事項に入ります。
	報告第39号から報告第43号について事務局の説明を求めます。
本越局長	私から報告第39号から報告第43号までご説明をいたします。
	報告事項をご覧ください。
	まず、1ページをご覧ください。
	報告第39号でございます。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決
	処分について」でございます。
	2ページをご覧ください。
	市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は5件の届出を受理いた
	しました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
	次に、3ページをご覧ください。
	報告第40号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でござい

本越局長 ます。 4ページから6ページをご覧ください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会については、今月分は20件の照会がございまし た。内容については、ご覧のとおりでございます。 次に、7ページでございます。 報告第41号「東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について」でござい 8ページをご覧ください。 東広島市長からの農地の現況に関する照会は、今月は1件の照会がございました。内容に つきましては、ご覧のとおりでございます。 次に、9ページでございます。 報告第42号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをご覧ください。 農業用施設への転用は、今月分は2件の届出を受理いたしました。内容につきましては、 ご覧のとおりでございます。 次に、報告第43号についてご説明をいたします。 この案件は、3月の総会におきまして議案第15号においてご承認いただいておりました農 業振興地域整備計画の変更について、いわゆる農振除外の案件でございますが、その後、一 部の申請者から取下げがありました。結果として農用地の区域が変更となったため、本来で すと再度総会において承認を得るべきではございますが、3月に一度承認をいただいてお り、一部が元へ戻ったということで内容的に問題がなく、また時間的余裕がないことから、 農業委員会規程第6条第2項の規定によりまして、会長において専決処分をさせていただき ました。詳細はご覧のとおりでございます。 報告につきましては以上でございます。 続きまして、日程第5のその他に入ります。 議 長 事務局からお願いします。 本越局長 引き続き、ご説明いたします。 例年、委員の皆様において、下限面積についてこの時期になってご協議いただいていると 思います。それで、今年5月に農地法が一部改正になりまして、この下限面積の要件が撤廃 となりました。それで、今年5月から1年の間に施行されるということになってますので、 早かったら来年4月、遅くても来年5月にはこの法律が施行されますので、この下限面積が 撤廃になることによりまして今まで委員の皆様にご協議いただいておりました下限面積の設 定、また農地つき空き家の下限面積の設定も不要となりましたのでご報告をさせていただき ます。先ほど言いましたように5月に法律改正となったので、ですからひょっとしたら来年 4月にはまだ施行されていないかも分かりませんが、遅くても5月には施行されますので、 現状のまま3反、1aを継続させていただき、法律が施行になった段階でそれは撤廃という ことにさせていただきますのでよろしくお願いします。 議 事務局から説明がありました。 何かご意見等がございましたらお願いいたします。 古川委員 23番古川です。 女性農業委員、最適化推進委員と研修会がありました。11月24日、岡山県でありまして、 広島県から17名参加、東広島からは2人で参加いたしました。今回は3年ぶりでしたので新 鮮な気持ちで帰ってきました。それから、25日には広島県だけの研修会をしまして、卵娘庵 のところに行かせてもらいまして、女性農業者が経営者なので大いに参考になる意見を聞か せてもらい、いい研修会だったと思います。また、機会がありましたら行ってないような人 を誘っていきたいと思います。ありがとうございました。 ほかにありませんか。 委員さんから何かございましたら、ないですか。 < なし ないようですので、それでは委員の皆様方には長時間にわたりご審議誠にご苦労さまでし

議

長

た。

議長	それでは、大月会長職務代理者から次回の総会についての報告をお願いいたします。
大 月	失礼いたします。次回12月総会は、押し迫ってまいりますが12月26日月曜日14時からとなっ
職務代理者	ておりますので、本館3階、この303会議室での予定となっております。お間違いのないよ
	うによろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
	以上で11月の総会を閉会いたします。

議事録署名者	議長	
議事録署名者	委員	
議事録署名者	委員	

議長(会長) 9番 大月 みどり 委員 11番 黒川 克輝 委員